



議案第三十七号

三朝町公害対策審議会条例の制定について

次のとおり、三朝町公害対策審議会条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十五日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町公害対策審議会条例

(設置)

第一条 公害対策基本法（昭和四十二年法律第三百三十二号）第三十条の規定に基づき、公害対策に関する基本的事項を調査審議するため、町長の諮問機関として、三朝町公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

一 町議会の議員 二人

二 学識経験者 六人

三 町の職員 二人

(任期)

第三条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失つた場合は、委員を辞したもののみならず。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その業務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。